平成２２年（再イ）第６２号
鹿児島市喜入町8390番地３
再生債務者　中野　俊彦
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再イ）第７２号
鹿児島市下伊敷１丁目53番21号
再生債務者　﨑山　勝文
1　決議に付する再生計画案　平成23年２月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月７日まで
平成23年３月10日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再イ）第９１号
広島県東広島市黒瀬町乃美尾1242番地10
再生債務者　堀田　　誠
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月８日まで
平成23年３月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第２４号
青森県十和田市ひがしの１丁目12番48号
再生債務者　下田　美穂
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月11日まで
平成23年３月11日
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（再イ）第２５号
青森県十和田市東二十一番町24―53　第一コーポ青木10号室
再生債務者　下田　光治
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月11日まで
平成23年３月11日
青森地方裁判所十和田支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第３１号
松山市桑原４丁目11番20号　泉荘27号
再生債務者　伊藤　孝行
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成18年９月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月10日　松山地方裁判所

平成１９年（再イ）第５４号
大阪府大阪市東淀川区東中島１―12―７―702号
再生債務者　井上　純平
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成19年８月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月９日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成１９年（再イ）第８３号
奈良県大和高田市東中２丁目13番34―208号
再生債務者　椿本　弘文
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年２月４日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成23年３月８日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（再イ）第６号
京都府与謝郡与謝野町字与謝2597番地
再生債務者　西原　成彦
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年９月24日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月９日　京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（再イ）第６７号
鹿児島市玉里団地３丁目40番２号
再生債務者　塩﨑　康一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年３月４日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年３月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第３５号
栃木県塩谷郡塩谷町大字上寺島1747番地４
再生債務者　大関　高史
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年３月11日
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（再イ）第９７号
神戸市西区伊川谷町小寺223番地
再生債務者　金月　温子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年３月11日
神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第３号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目７番22―103号
再生債務者　竹内　和祥
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１号
秋田県雄勝郡羽後町貝沢字五十堀４番地８
再生債務者　佐々木尚喜
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年４月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（再ロ）第１号
三重県四日市市海山道町１丁目12番地４
再生債務者　池田　憲美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月８日から平成23年４月15日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再ロ）第２号
佐賀県佐賀市川副町大字鹿江1212番地８
再生債務者　横尾　浩一
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月19日から平成23年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第１号
福井県敦賀市古田刈66号1007番地
再生債務者　足立　安規
1　決定年月日時　平成23年３月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年４月11日から平成23年４月25日まで
福井地方裁判所敦賀支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０号
佐賀県小城市小城町742番地11
再生債務者　江頭　吉郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年３月28日まで
平成23年３月７日
佐賀地方裁判所民事部破産係